

措置管理区域台帳

名古屋市

整理番号	条 29-19	指定年月日・指定番号	平成29年12月26日 管 -119	所在地	名古屋市熱田区三本松町101番2の一部	
調製・訂正年月日	平成29年12月26日（令和元年6月19日指定解除（形質変更時届出管理区域に指定替え））					
措置管理区域の概況	住宅展示場				面積	600㎡
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）			有・無			
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された措置管理区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
措置管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	H29. 5. 12	砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社フィールド・パートナーズ
	H29. 10. 11	砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社フィールド・パートナーズ
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出 管理汚染土壌の処理方法
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「措置管理区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

措置管理区域及び形質変更時届出管理区域内の土壌の汚染状態

- 1 措置管理区域及び形質変更時届出管理区域の所在地
名古屋市熱田区三本松町101番2の一部
(詳細は4のとおり)

- 2 試料の採取を行った日
平成29年2月15日～22日、7月19日、20日

- 3 調査結果
 - (1) 土壌ガス調査
表1のとおり
 - (2) 表層土壌調査
表2、3のとおり
 - (3) 詳細土壌調査
表4のとおり
 - (4) 地下水調査
表5、6のとおり

- 4 措置管理区域、形質変更時届出管理区域及び試料採取位置図
図のとおり

表1 土壌ガス調査

単位：volppm

項目	調査地点					
	B1-5	B3-5	D1-5	D3-5	F1-5	定量下限値
クロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	0.05
1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	0.1

※NDは定量下限値未満を示す

表2 表層土壌調査(混合)

土壌溶出量

単位：mg/L

調査地点 項目	B1 (2, 4, 5, 6, 8) 旧表土	B3 (2, 4, 5, 6, 8) 旧表土	C1 (1, 4) 旧表土	D1 (2, 4, 5, 7, 9) 旧表土	D3 (2, 4, 5, 6, 8) 旧表土	E2 (3, 4, 6, 7, 8) 旧表土	F1 (2, 4, 5, 6, 7) 旧表土	土壌汚染等 処理基準	定量下限値
カドミウム及びその化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01以下	0.001
六価クロム化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05以下	0.01
シアン化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.1
水銀及びその化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005以下	0.00005
セレン及びその化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01以下	0.002
鉛及びその化合物	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	0.01以下	0.005
砒素及びその化合物	0.016	0.009	0.012	0.014	0.019	0.018	0.006	0.01以下	0.005
ふっ素及びその化合物	0.67	0.34	0.64	0.26	0.16	0.36	0.40	0.8以下	0.08
ほう素及びその化合物	ND	ND	ND	ND	0.08	0.09	ND	1以下	0.05
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005

※NDは定量下限値未満を示す

※網掛けは基準不適合を示す

土壌含有量

単位：mg/kg

調査地点 項目	B1 (2, 4, 5, 6, 8) 旧表土	B3 (2, 4, 5, 6, 8) 旧表土	C1 (1, 4) 旧表土	D1 (2, 4, 5, 7, 9) 旧表土	D3 (2, 4, 5, 6, 8) 旧表土	E2 (3, 4, 6, 7, 8) 旧表土	F1 (2, 4, 5, 6, 7) 旧表土	土壌汚染等 処理基準	定量下限値
カドミウム及びその化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	150以下	1
六価クロム化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	250以下	2
シアン化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	50以下	1
水銀及びその化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	15以下	0.05
セレン及びその化合物	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	150以下	2
鉛及びその化合物	120	74	120	23	220	150	70	150以下	5
砒素及びその化合物	2	1	ND	2	3	8	1	150以下	1
ふっ素及びその化合物	79	ND	ND	ND	84	200	ND	4,000以下	50
ほう素及びその化合物	ND	ND	ND	ND	12	10	ND	4,000以下	5

※NDは定量下限値未満を示す

※網掛けは基準不適合を示す

表3 表層土壌調査(個別)

項目 調査地点	砒素及び その化合物	鉛及び その化合物
	土壌溶出量 (mg/L)	土壌含有量 (mg/kg)
B1-1 旧表土	0.032	—
B1-2 旧表土	0.009	—
B1-3 旧表土	0.013	—
B1-4 旧表土	0.021	—
B1-5 旧表土	0.012	—
B1-6 旧表土	ND	—
B1-8 旧表土	0.018	—
D1-2 旧表土	0.014	—
D1-4 旧表土	0.007	—
D1-5 旧表土	0.015	—
D1-7 旧表土	0.014	—
D1-9 旧表土	0.019	—
定量下限値	0.005	5
土壌汚染等 処理基準	0.01以下	150以下

項目 調査地点	砒素及び その化合物	鉛及び その化合物
	土壌溶出量 (mg/L)	土壌含有量 (mg/kg)
C1-1 旧表土	0.005	—
C1-4 旧表土	0.016	—
D3-2 旧表土	ND	94
D3-4 旧表土	0.010	270
D3-5 旧表土	0.015	470
D3-6 旧表土	0.005	170
D3-8 旧表土	0.006	260
E2-3 旧表土	0.012	—
E2-4 旧表土	0.008	—
E2-6 旧表土	0.005	—
E2-7 旧表土	0.005	—
E2-8 旧表土	0.016	—
定量下限値	0.005	5
土壌汚染等 処理基準	0.01以下	150以下

※NDは定量下限値未満を示す

※網掛けは基準不適合を示す

表4 詳細土壌調査

調査地点		B1-8	D1-7	D3-6
項目		砒素及びその化合物	砒素及びその化合物	鉛及びその化合物
		土壌溶出量 (mg/L)	土壌溶出量 (mg/L)	土壌含有量 (mg/kg)
深度 (m)	旧表土	0.018	0.014	170
	-2.0	—	ND	—
	-3.0	0.011	ND	—
	-4.0	0.012	—	11
	-5.0	0.025	—	9
定量下限値		0.005	0.005	5
土壌汚染等処理基準		0.01以下	0.01以下	150以下

※NDは定量下限値未満を示す

※網掛けは基準不適合を示す

表5 地下水調査（1）

調査地点	B1-8	D1-7
項目	砒素及びその化合物 (mg/L)	砒素及びその化合物 (mg/L)
地下水	0.012	0.018
定量下限値	0.005	0.005
土壌汚染等処理基準	0.01以下	0.01以下

※網掛けは基準不適合を示す

表6 地下水調査（2）

単位：mg/L

	F1-2	土壌汚染等処理基準	定量下限値
四塩化炭素	<	0.002以下	0.0002
1,2-ジクロロタン	<	0.004以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<	0.1以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.006	0.04以下	0.004
1,3-ジクロロプロペン	<	0.002以下	0.0002
ジクロロメタン	<	0.02以下	0.0005
テトラクロロエチレン	<	0.01以下	0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	<	1以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	<	0.006以下	0.0006
トリクロロエチレン	0.002	0.03以下	0.002
ベンゼン	<	0.01以下	0.001
クロロエチレン	0.0008	0.002以下	0.0002
カドミウム及びその化合物	<	0.01以下	0.001
六価クロム化合物	<	0.05以下	0.01
シアン化合物	<	検出されないこと	0.1
水銀及びその化合物	<	0.0005以下	0.0005
アルキル水銀	<	検出されないこと	0.0005
セレン及びその化合物	<	0.01以下	0.002
鉛及びその化合物	0.007	0.01以下	0.005
砒素及びその化合物	0.009	0.01以下	0.005
ふっ素及びその化合物	0.31	0.8以下	0.08
ほう素及びその化合物	0.08	1以下	0.05
シマジン	<	0.003以下	0.0003
チオベンカルブ	<	0.02以下	0.002
チウラム	<	0.006以下	0.0006
ポリ塩化ビフェニル	<	検出されないこと	0.0005
有機リン化合物	<	検出されないこと	0.1

※NDは定量下限値未満を示す

図 措置管理区域、形質変更時届出管理区域及び試料採取位置図

